

「私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準」の一部改正に係る御意見及びそれに対する県の考え方等

1 意見募集期間

令和6年3月28日(木)から令和6年4月24日(水)まで

2 意見件数等

1人の方から1件の御意見をいただいた。

3 御意見の内容及びそれに対する県の考え方

番号	御意見の内容	県の考え方
1	この改正により、通信教育の質の確保、向上と記入されているが、改正内容が質の確保、向上にどう、つながるのかが、よく、わからない。	今回の改正は、文部科学省が、通信教育の質の確保・向上を図る観点から、設置認可の際に県が特に確認しておくことが望ましい事項を示した「認可基準標準例」に基づき、改正するものです。